

家族介護慰労事業

介護保険制度は、基本的に在宅サービスを中心に提供することにより、高齢者を介護している家族を支援するものです。しかし、介護保険のサービスを利用しないで自分達の手で介護したいという家族もおられます。

<p>◎ 家族介護慰労事業とは？</p>	<p>在宅で高齢者を介護する家族に対して慰労をするという趣旨に基づき経過措置として平成13年度に家族介護慰労事業が行われます。</p>
<p>◎ 支給対象者は？</p>	<p>要介護4又は5の認定を受けている期間が継続して1年以上経過している市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を現に介護している家族が対象となります。</p>
<p>◎ 支給要件は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護4又は5の認定を受けた時から1年の間に、 ①短期入所サービスの利用期間が通算して7日以下、 ②入院した期間が通算して30日以下の場合、支給します。 ●医療保険で入院した期間が通算30日を超えた場合支給しません。
<p>◎ 支給金品は？</p>	<p>一律10万円とします。</p>
<p>◎ 事業の開始時期は？</p>	<p>平成13年4月1日から申請を受付けます。また、慰労金の支給を希望される方は、申請が必要となります。</p>
<p>◎この場合はどうなるの？ 「じいちゃんと同居していないんだけど、私（娘）が介護しているんだけど、この場合は支給されるの？」</p>	<p>この場合、介護している家族の方を含めて、市町村民税非課税世帯の場合、支給されます。</p>
<p>「保険料を滞納している場合は、どうなるの？」</p>	<p>支給されません。ただし、滞納分の保険料を支払った場合は、支給を受けることができます。また、家族の方に保険料の滞納がある場合も同様です。さらに、時効にかかる保険料がある場合は、支給されません。</p>
<p>「申請したいんだけど、認定をうけていなかった場合は？」</p>	<p>認定を受けて頂く必要があります。また、申請時以前1年間の介護の状態については、証明が必要になります。</p>